

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和4年1月27日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100378号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100068号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成8年7月31日から同年8月1日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

平成8年7月31日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成8年7月31日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年7月31日から同年8月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社に平成7年4月から平成8年7月末日まで、正社員として勤務していたが、厚生年金保険の資格喪失日が平成8年7月31日とされている。給与明細はないが、預金通帳があり、平成7年4月から平成8年7月まで定額の給与が振り込まれていたことが確認できるので年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録、請求者から提出された給与振込口座の預金通帳、「平成8年度市民税・県民税算出基礎兼領収書」及び健康保険厚生年金保険資格喪失連絡票から判断すると、請求者は請求期間においてA社に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、上記預金通帳から推認できる厚生年金保険料控除額及びオンライン記録において確認できる平成8年6月の標準報酬月額により、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は適用事業所でなくなっており、事業主は既に死亡していることから回答を得ることはできないが、平成8年7月31日から同年8月1日までの期間について、事業主が資格喪失年月日を同年8月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年7月

31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年7月31日を資格喪失年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年7月31日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100380号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2100026号

第1 結論

平成13年7月から平成14年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成13年7月から平成14年1月まで

私は、会社を退職した平成13年7月にA社会保険事務所(当時)で国民年金に加入し、国民年金保険料の納付について、2階の窓口担当者から、銀行振込や口座振替ができず、2か月毎に保険料を納付するよういわれ、請求期間の保険料を3回に分けて同事務所で納付したので、調査の上、保険料を納付した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は平成13年7月頃にA社会保険事務所で国民年金の加入手続を行い、請求期間中に同事務所で国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、請求期間当時、国民年金の加入手続については、国民年金法(昭和34年法律第141号)第12条によると、被保険者は、厚生労働省令の定めるところにより、資格の取得に関する事項を市町村長に届け出なければならない旨規定されている。

また、請求期間の国民年金保険料は、その年度内においては社会保険事務所の窓口で納付することはできない。

さらに、オンライン記録及びB市から提出された国民年金システム年金情報によると、請求者の基礎年金番号(*)に係る記録において、請求期間は国民年金の未加入期間であることから、当該期間の国民年金保険料の納付書は発行されず、制度上、保険料を納付することができない期間である。

加えて、社会保険オンラインシステムによる氏名検索を行ったが、請求者に対して上記基礎年金番号以外に、基礎年金番号が重複して付番された状況はうかがえず、請求期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、当該期間に係る年金記録の管理について、過誤が生じる可能性は低いと考えられる。

なお、請求者は、A社会保険事務所の窓口において、3回に分けて保険料を納付したとして
いるところ、全国健康保険協会C支部は、平成13年7月26日から平成14年2月1日までの
期間について、健康保険任意継続被保険者（以下「任継被保険者」という。）の記録が確認で
き、当該期間に係る健康保険料が納付されており、任継被保険者の資格取得の申出は、申出者
の住所地を管轄する社会保険事務所で行われ、同事務所の窓口で納付することが可能であった
旨回答している。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、
確定申告書等）はなく、請求者が当該期間の保険料を納付していた事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が
請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。